


陳 述 書

令和5年5月24日

- 
- 1 私は、平成12年4月に検事に任官し、各地の地方検察庁等での勤務を経て、令和元年6月から令和3年3月まで東京地方検察庁（以下「東京地検」といいます。）で勤務し、同年4月から現在までは千葉地方検察庁で勤務しています。
 - 2 私は、大川原化工機株式会社（以下「原告会社」といいます。）に係る外国為替及び外国貿易法（以下「外為法」といいます。）違反等被疑事件（以下「本件」といいます。）の捜査を担当し、原告大川原正明氏（以下「原告大川原氏」といいます。）、相嶋静夫氏（以下「相嶋氏」といいます。）及び原告島田順司氏（以下「原告島田氏」といいます。）、原告大川原氏、相嶋氏及び原告島田氏の3名を総称する際は「原告大川原氏ら」といいます。）について勾留請求をし、原告会社及び原告大川原氏ら（以下、原告会社及び原告大川原氏らを総称する際は「原告ら」といいます。）について起訴をしました。
 - 3 本件送致時の事件記録についてお話しします。
 - (1) 本件のうち、原告らがRL-5型の噴霧乾燥器を経済産業大臣の許可を受けることなく輸出した事件（以下「第1事件」といいます。）については、令和2年3月11日に原告大川原氏らが警視庁公安部により通常逮捕され、同月12日に東京地検に送致がされました。

同送致時の記録中の主な証拠としては、輸出貿易管理令別表第一及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令（平成3年通商産業省令第49号）（以下「貨物等省令」といいます。）2条の2第2項5号の2イないしハ（以下「貨物等省令3要件」といいます。）の要件の解釈について、経済産業省の解釈（通達）に関して警視庁公安部が作成した捜査報告書（丙1）や経済産業省職員の供述調書（丙4）があり、このうち同号の2要件ハ（「定置した状態で内部の滅菌又は殺菌をすることができるもの」。以下「要件ハ」といいます。）の「滅菌又は殺菌をすることができるもの」の解釈について、「物理的手法（例えば、蒸気の使用）あるいは化学物質の使用により当該装置から全ての生きている微生物を除去あるいは当該装置中の潜在的な微生物の伝染能力を破壊することができるものをいう。」「当該装置中の微生物の量を低減するための洗浄処理のみ

ができるものは含まない。」(以下「本件通達解釈」といいます。)とするものがあつたほか、この経済産業省の解釈に沿う内容のものとして、
教授(以下「教授」といいます。)からの聴取結果報告書及び供述調書(丙4添付資料10、丙10添付資料12、丙5)等の証拠もありました。

また、RL-5型内部の最低温箇所や、空運転で熱風を送り込んで温度計測をする乾熱実験の結果等に関して、株式会社(以下「株式会社」といいます。)技術営業部本部長からの聴取結果報告書(丙4添付資料6)や警視庁公安部の捜査報告書(丙4添付資料7・8、丙6、丙7)等の証拠がありました。

そして、乾熱による殺菌実験の方法、内容、実験結果等については、
大学大学院准教授(以下「准教授」といいます。)や
大学教授(以下「教授」といいます。)からの聴取結果報告書や供述調書、警視庁公安部の捜査関係事項照会に対する両教授による回答のほか、特定非営利活動法人(以下「株式会社」といいます。)研究会理事長らからの聴取結果報告書(丙4添付資料11ないし17、丙10添付資料13ないし17・19・20、丙11、丙13、丙26、丙27)等の証拠がありました。

さらに、警視庁公安部が、RL-5型が貨物等省令3要件に該当するかどうかを経済産業省に照会した捜査関係事項照会書(丙2)と、これに対する経済産業省作成の回答書(丙3)(「捜査関係事項照会における添付資料の内容を前提とすれば貨物等省令3要件に該当すると思われる。」旨記載されていました。)及び回答理由についての経済産業省職員の供述調書(丙4)等の証拠があり、そのほか原告大川原氏らや原告会社関係者の供述調書等がありました。

- (2) 本件のうち、原告らがL-8i型の噴霧乾燥器を経済産業大臣の許可を受けることなく輸出した事件(以下「第2事件」といいます。)については、令和2年5月26日に原告大川原氏らが警視庁公安部により通常逮捕され、同月27日に東京地検に送致がなされました。

同送致時の記録中の主な証拠としては、まず、前記(1)に記載した貨物等省令3要件に関する解釈についての証拠の謄本がありました。

また、L-8i型内部の最低温箇所や、空運転で熱風を送り込んで温度計測をする乾熱実験の結果等に関しては、
技術営業部本部長からの聴取結果報告書(丙10添付資料9)や警視庁公安部の捜査報告書(丙10添付資料10、丙14)等の証拠がありました。

そして、乾熱による殺菌実験の方法、内容、実験結果等については、前記(1)で記載した証拠の謄本のほか、 教授からの聴取結果報告書（丙10添付資料18）、科学警察研究所警察庁技官作成の捜査関係事項照会に対する回答書（丙10添付資料22）、 大学教授からの聴取結果報告書（丙10添付資料21）等の証拠がありました。

さらに、警視庁公安部が、L-8 i型が貨物等省令3要件に該当するかどうかを経済産業省に照会した捜査関係事項照会書（丙8）と、これに対する経済産業省作成の回答書（丙9）（「捜査関係事項照会における添付資料の内容を前提とすれば貨物等省令3要件に該当すると思われる。」旨記載されていました。）及び回答理由についての経済産業省職員の供述調書（丙10）等の証拠があり、そのほか原告大川原氏らや原告会社関係者の供述調書等がありました。

- 4 第1事件及び第2事件について、私が原告大川原氏らの勾留を請求した理由についてお話しします。

前記3で述べた送致時の事件記録によれば、RL-5型及びL-8 i型が貨物等省令3要件に該当するとの嫌疑が十分に認められましたし、原告大川原氏らも警察官による取調べにおいて事実を認める供述をしたり（丙A107等）、要件ハ該当性を明確に否認していなかったこと（丙A71、丙A80等）からすれば、私としては、原告大川原氏らが第1事件及び第2事件の犯行に及んだと疑うに足りる相当な理由があると判断しました。

また、本件は原告会社において組織的に行われたものであること、本件により原告らが処罰されれば、その社会的反響も相まって原告会社の経営等に大きな影響を及ぼす可能性があること、原告大川原氏らが第1事件については検察官の弁解録取において要件ハの該当性の認識を否認するなどして従前の警察官に対する供述を後退させ、第2事件についても原告大川原氏らがいずれも黙秘したこと等からすれば、本件による処罰を免れるため、原告大川原氏ら相互の間で、又は原告会社従業員との間で、犯意及び共謀等について、組織的に口裏合わせを行うなどの罪証隠滅のおそれもあると認められ、逃亡のおそれもあると認められました。

以上の理由から、私は、第1事件及び第2事件について、原告大川原氏らの勾留請求をしました。

- 5 私が、第1事件及び第2事件の起訴時において、RL-5型及びL-8 i型が要件ハに該当すると判断した理由についてお話しします。

(1) まず、私は、要件ハについては、外為法及び貨物等省令についての有権解釈権を有する経済産業省による本件通達解釈が存在し、これ自体に不合

理な点はないこと、 教授も前記3(1)で記載した供述調書(丙5)において本件通達解釈と同様の見解を述べていたことなどから、本件通達解釈と同様に解するのが相当であると考えました。したがって、要件ハの「殺菌」について、その方法に限定はなく乾熱殺菌も含まれ、貨物等省令2条の2第1項2号に規定された細菌を含め、同項で規定された細菌等の微生物のうち一種類でも殺菌することができれば足りると考えました(原告らは噴霧乾燥器に曝露防止構造が備わっていることが規制要件であると主張しているようですが、要件ハの文言上そのような限定はなされていなかったもので、曝露防止構造が備わっていることが規制要件であるとは考えていませんでした。)

その上で、私は、前記3で記載した 技術営業部本部長からの聴取結果報告書(丙4添付資料6、丙10添付資料9)やRL-5型及びL-8i型を用いた乾熱実験や、乾熱による殺菌実験の結果等により、RL-5型の最低温箇所がバグフィルタ下部、L-8i型の最低温箇所が装置末端の排風機後のダクト内とそれぞれ特定でき、RL-5型のバグフィルタについては110度以上が5時間4分継続し(丙4添付資料8、丙7)、L-8i型の装置末端の排風機後のダクト内については110度以上が3時間30分継続すること(丙10添付資料10、丙14)、腸管出血性大腸菌O157(貨物等省令2条の2第1項2号に挙げられています。)及びウェルシュ菌(同号に挙げられているイプシロン毒素産生型のものと熱耐性に大きな差がないものです。)等を対象として、90度で2時間ないし110度で2時間の乾熱による殺菌実験を行った結果、いずれも殺菌することができたこと(丙11、丙13)、これらの実験では、噴霧乾燥器により粉体化された細菌を製造する工程の中で熱に対する抵抗力が強くなる菌が生じることを想定して、実験対象の細菌を乾燥させて抵抗力を強くした上で乾熱実験を行っていること、これらの実験結果からすれば、同号に挙げられているペスト菌も殺菌できると判断できること(丙11)などを把握しました。

また、私は、前記3で記載した 准教授の供述調書(丙11)から、噴霧乾燥器を使用して病原性細菌を粉体化した場合、機器装置内に粒子が重なり合って付着することがあるものの、たとえ粒子が多少重なった状態であっても、乾熱処理をすれば、芽胞を形成しない菌は90度の乾熱で細菌全体の水分が枯渇するため最終的には殺菌できること、仮に噴霧乾燥器内部の細菌が焦げ付いた場合であっても、熱の浸透がやや遅くなるだけで、最終的には細菌の内部に熱が伝わって灰になるので殺菌できることを把握

しました。

さらに、私は、前記3で記載した [REDACTED] 研究会理事長らからの聴取結果報告書（丙4添付資料13、丙10添付資料15）から、貨物等省令2条の2第1項2号に挙げられたペスト菌について、噴霧乾燥器が発する熱風により一瞬で粉末化することができるため、噴霧乾燥器で生きたまま粉体にできる上、噴霧乾燥器が発する100度以上の熱風により殺菌もすることができること、粉体化の過程で噴霧乾燥器内の乾燥室内部等に付着した粉末が塊になった場合でも、100度以上の熱風により最終的には焦げて灰になるので殺菌できることなどを把握しました。

これらの実験方法や実験結果に不合理な点はなく、聴取結果報告書や供述調書についても、いずれも専門的知識を有する者の供述でしたし、その内容にも不合理な点はなかったので、十分に信用できると考えました。

これらに加え、私は、外為法及び貨物等省令についての有権解釈権を有する経済産業省も、前記3で述べたとおり、RL-5型及びL-8i型がいずれも貨物等省令3要件に該当すると思われる旨の見解を有していること（丙3、丙9）等を総合考慮すれば、RL-5型及びL-8i型ともに、貨物等省令2条の2第1項2号に挙げられている細菌を乾熱殺菌することができるかと認められ、要件ハに該当すると判断しました。

(2) 起訴後ないし本件の国家賠償請求訴訟（以下「本件国賠訴訟」といいます。）において、原告らからなされた主張についてお話しします。

ア 令和2年6月15日付け追起訴後、原告ら（原告らの弁護士）から、RL-5型及びL-8i型の乾燥室に測定口と呼ばれる温度の上がりにくい部位があるとの主張がなされ、この主張の根拠となる温度測定の実験結果が刑事事件を担当していた裁判所に証拠請求されたことは承知しています。

この点について、私は、本件各起訴（令和2年3月31日付けの本起訴（甲34）及び同年6月15日付けの追起訴（甲36））までに送致されてきた事件記録中に乾燥室測定口についての記載はなく、警察から口頭等で報告を受けたということもありませんでした。

また、本件国賠訴訟が提起された時点において、私には、本件各起訴前に、本件捜査の応援に入ってもらっていた検事の取調べにおいて、噴霧乾燥器内に温度が上がりにくい箇所がある旨の供述をする原告会社関係者がいたという記憶がありましたが、その箇所について、具体的に、乾燥室測定口である旨の指摘をしている原告会社関係者がいたという記憶まではありませんでした。

しかし、その後、令和5年になってから、本件国賠訴訟において、原告らから、本件捜査の応援に入ってもらっていた■■■■検事（以下「■■■■検事」といいます。）が原告会社の噴霧乾燥器の設計等を担当していた■■■■氏（以下「■■■■氏」といいます。）に対して行った令和2年3月27日の取調べの中で、■■■■氏から「風が通らないところとかは、温度が低くなりますかね。」「測定口なんてちっちゃいパイプになるところは全く風が通らないところなので、そこまで温度は上がりません。手で触っても全然なってないですから。」「乾燥室の測定口についているんですけど。」などの発言があったとの主張がなされていると本件国賠訴訟の担当者から聞きました。確かに、私は、先ほど述べたとおり、本件捜査の応援に入ってもらっていた検事の取調べにおいて、噴霧乾燥器内に温度が上がりにくい箇所がある旨供述している原告会社関係者がいたという限度では記憶があるので、■■■■氏の供述として「温度が上がりにくい箇所があると供述している。」旨の内容までは認識していたと思います。しかし、今から3年ほど前のことでもあるので、温度が上がりにくい箇所について、■■■■氏からそこが乾燥室測定口であるとの発言があったことまで認識していたか否かについては、現在においても、記憶がありません。

ただ、仮に、私が■■■■氏の供述内容としてそこまで認識していたとしても、私の記憶によれば、検事の取調べにおいて、噴霧乾燥器内の温度が上がりにくい箇所がある旨の供述をしている原告会社関係者はいずれも、温度が上がりにくい具体的根拠を供述せず、警視庁公安部の取調べでは噴霧乾燥器内部に熱風が行き渡るので殺菌ができる旨供述していながら、合理的な説明なくその供述内容を変遷させていたので、おそらく■■■■氏の供述も同様で、信用できるものではないと考えたのだろうと思います。したがって、私は、■■■■氏の供述によって、第1事件及び第2事件の起訴前に送致された証拠関係に基づく、RL-5型及びL-8i型の要件への該当性に問題はないという認定は左右されず、特段の補充捜査を実施するまでの必要はないと判断したのだと思います。このように■■■■氏の供述が信用できるものではなく、補充捜査を要するようなものでなかったからこそ、私は、■■■■氏の検事調べにおいて、噴霧乾燥器内の温度の上がりにくい箇所として、乾燥室測定口という具体的箇所が指摘されていたか否かについては、今現在においても記憶がないのだと思います。

先ほどお話ししたとおり、私は、最低温箇所については、前記3で述

べた [redacted] 技術営業部本部長からの聴取結果報告書（丙4添付資料6、丙10添付資料9）に、噴霧乾燥器で高温が必要となるのは乾燥室内だけであり乾燥室以降は温度を上げる装置もないので装置末端に行くほど温度が下がる傾向がある旨の記載があり、その内容は合理的でしたし、前記(1)で述べたRL-5型及びL-8i型を用いた乾熱実験の方法や結果等にも不合理な点はないと考えていました。

また、第1事件及び第2事件の起訴までの時点で、原告会社従業員の中には、取調べを担当した検事に対し、30年くらい噴霧乾燥器内部の温度測定の実験をしたことはない旨供述する者（丙20）や、原告会社の噴霧乾燥器により乾熱殺菌することができる旨供述する者（丙21）、原告会社の噴霧乾燥器が要件ハに該当する可能性があると思った旨供述する者（丙21、丙22）もいました（原告会社の元取締役も、取調べを担当した検事に対し、原告会社の噴霧乾燥器内部に送り込む熱風により、内部の微生物を殺菌できる旨供述していました（丙A22）。）。

このような証拠関係から、私は、第1事件及び第2事件の起訴時点で、RL-5型及びL-8i型の乾燥室内に、RL-5型のバグフィルタ及びL-8i型のダクト以外の温度の上がりにくい場所があるとは認識しておらず、要件ハの該当性に問題はないという認定をしており、仮に、[redacted] 氏に係る前記の供述内容（温度が上がらない箇所があり、そこが乾燥室測定口であるとの発言）について認識していたとしても、各起訴時点におけるその認定に変わりはないはずであると、現時点において考えています。

イ また、私は、原告らが、本件国賠訴訟において、RL-5型及びL-8i型そのものを用いた殺菌実験を行わなかったことを違法性の根拠の1つとして主張していることは承知しています。

私がRL-5型及びL-8i型そのものを用いた殺菌実験を行わずに起訴をした理由は、第1事件及び第2事件で輸出された噴霧乾燥器そのものが輸出済みであったことから、もし実験を行うとすれば噴霧乾燥器を取り扱う業者の協力を得て、同業者の噴霧乾燥器（同型機）を使用した実験を行うこととなるところ、実際に貨物等省令2条の2第1項各号に規定されている細菌等を噴霧乾燥器に入れて殺菌実験を行い、仮に、実験の結果噴霧乾燥器内に細菌等が残ってしまった場合、実験終了後にこれらを完全に除去して原状回復することが極めて難しいと判断したことや、前記(1)で述べたような理由から、RL-5型及びL-8i型そのものを用いた殺菌実験を行わずとも、要件ハに該当すると認定できたこ

とにありました。

- 6 なお、この陳述書では、第1事件及び第2事件の送致時に存在した証拠や、起訴までに作成された検察官面前調書について、「丙●」などと本件国賠訴訟で使われている証拠番号を記載していますが、これは、陳述書の内容を分かりやすくするため、本件国賠訴訟で被告国から提出されている証拠説明書や証拠等を確認するなどして記載したものです。

以 上